

第423回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和5年10月3日(火)午後1時30分～同4時10分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

2 報告事項

- (1) 資源管理の状況等について
- (2) 海面における共同漁業権の免許について
- (3) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について
- (4) 令和5年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会開催結果について
- (5) 人工魚礁に係る委員会指示に関する今後の検討について
- (6) その他

3 議事

第1号議案

あわび・なまこ漁業(磯見)の公示について(諮問)

第2号議案

はたはたの採捕規制に係る委員会指示の発動について

第3号議案

火光利用による一本釣漁業の委員会指示の発動について

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

会長代理 池田 龍五郎

委員 鈴木 重作、飯塚 厚司、佐藤 一道、佐藤 栄一、本間 和憲、
伊原 光臣、本間 優子

山形県農林水産部水産振興課

水産行政主査

伊澤 幸太郎

山形県水産研究所

所長

阿部 信彦

山形県庄内総合支庁水産振興課

課長

加賀山 祐

課長補佐(振興普及・漁業調整担当)

高橋 伸明

月峯船長

菅原 雅直

機関長

齋藤 勝三

漁業調整主査

伊藤 寛和

海区漁業調整主査

大川 恵子

山形海区漁業調整委員会事務局

なし

5 傍聴者

事務局 これより第423回山形海区漁業調整委員会を開会いたします。初めに会長より御挨拶をお願いいたします。

議長 はい、ようやく夏から秋に変わった感じがいたします。陸上は確かに秋色も濃くなりましたが、海水温は恐らく気温とは変動にだいぶタイムラグがあると思いますので、まだ盛夏の状態でないでしょうか。これから海中も次第に秋めいて魚も更においしくなるのではないかと思います。漁獲に期待したいところですが、どうも気温が少し下がったとは言いながらも、今度は天候が少し不順で、雨が降ったり風が吹いたりを繰り返しているとんでもない天気になっております。実は私は日曜日に釣りに行く事を楽しみにしていたのですが、荒れそうでしたので、我々、安協のメンバーは出港する様な無謀な者は誰もいませんでした。日曜日の予報では、昼前から南西の強風になるとのことでしたが、我が家は高台にあるので、実際には朝の8時頃に窓を開けたら、既に南西の強風でした。今までなら、悪い天気は大体3時間位早く来ると思っていたのですが、最近では半日くらい早く来るようになってしましましたので、なかなか読めない、非常に不安定な天候が続いていると思います。皆様はお仕事で船に乗る訳ですが、どうぞ航行の安全を最優先にしていただきたいと思います。

事務局 はい、ありがとうございます。では、次に議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条によりまして、会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。会長指名をお願いします。

議長 はい、それでは本日御出席委員の中より2名、本間和憲委員と佐藤栄一委員のお二方にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 ではよろしくお願ひします。

事務局 それでは、議事及び報告の前に、配布資料の確認をさせていただきます。(委員に配布資料が揃っている事を確認) では、議長に進行をお願いします。

報告事項

(1) 資源管理の状況等について

議長 はい。では委員会を進めてまいります。本日は報告事項が5点、議事が3点ございます。報告事項の5番目には、以前から検討課題とされており人工魚礁に係る委員会指示の在り方についての報告がございます。

それでは本日も次第に従いまして進めさせていただきたいと思います。最初に報告事項から進めたいと思います。報告事項第1案「資源管理の状況等について」これにつきまして県農林水産部水産振興課より報告をお願いいたします。

伊澤主査 はい、それでは報告事項の1、「資源管理の状況等について」につきまして、県農林水産部水産振興課より説明させていただきます。

では、資料の報告1、9ページ目に関係法令を載せておりますので御覧下さい。漁業法第90条第1項の規定によりまして、漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況などを年に1回以上知事に報告しなければならないこととなっております。漁業権者は漁業権にかかる漁場を適切かつ有効に活用する責務を有しております、免許権者である知事につきましては漁業権の活用状況を的確に把握し、漁業権が所期の目的に従って行使されるよう適切な措置を講じる必要がございます。そ

して、知事は報告を受けた事項について漁業法第90条第2項の規定によりまして、海区委員会に報告するものとされております。以上が関係法令について概要の御説明となります。

資料に戻りまして2ページ目を御覧下さい。海面の共同漁業権者である山形県漁業協同組合から資源管理の状況等の報告がございましたので委員会へ報告させていただきます。資料2ページから6ページまでが県漁協より提出された令和4年4月1日から令和5年3月31日までを報告の対象期間とする御報告になります。

資源からの状況ですが、3ページ目上部にありますとおり、漁業権行使規則に定める操業期間や操業時間を遵守する等、行使規則に基づいた組合員の操業に取り組んでいるとの報告がございます。また、添付資料の方は省略しておりますが、県漁協の令和5年6月開催の総代会資料にあります令和4年度の業務報告書におきまして、繁殖保護、資源管理、漁場管理の取組状況などの報告がなされております。

続きまして、漁場の活用の状況につきましては、漁業権の免許番号ごとの報告がなされております。お手元の資料3ページ目が海共第1号、4ページ目が海共第2号、5ページ目が海共第3号、6ページ目が海共第4号の報告となっております。これら海共第1号から海共第4号の漁業権につきまして、いずれも漁場を活用し漁業権を行使しているものと認められる内容となっております。

次に資料の1ページ目をお開き下さい。海共第1号から第4号のいずれにつきましても、県漁協から報告のあった資源管理の状況等について、適正と認める旨の意見を付して知事から委員会へ報告するものとなります。

では、引き続いて、定置漁業権者である有限会社仁三郎からも資源管理の状況等の報告がありましたので報告いたします。資料は8ページ目を御覧下さい。有限会社仁三郎の定置漁業の漁業時期でありますが、12月から8月までとなっておりまして今回報告の対象となる期間は令和4年12月1日から令和5年8月31日までとなっております。

内容について御説明をいたします。1の資源管理に関する取組みの実施状況につきましては、資源管理計画のとおりに取り組んでいるとのことで、公的規制を遵守することに加えて、小型魚の保護等にも取り組んでいると伺っております。2の操業日数及び漁獲量その他漁場の活用状況につきましては、主要な魚種及び漁獲量を提示しております。12月から1月にかけましては、天候不良と操業の準備等により操業日数及び漁獲量は0との報告となっております。また、7月及び8月につきましては、夏季により魚が入らないため、例年網を上げて休業しており操業日数及び漁獲量は0となっております。

以上が仁三郎からの報告になりますが、海定第1号の漁業権について、漁場を活用し、漁業権を適切に行使していると認められる内容となっております。

資料7ページを御覧下さい。以上から記載のとおり仁三郎から報告がありました資源管理の状況等についても、適正と認める旨の意見を付しまして知事から委員会へ報告させていただくものとなります。報告事項1については以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今、海共1号から4号と定置1号についての報告がございましたが、皆様方より内容について御質問、御意見等がございましたらお願ひします。

本間優子委員 すみません、私はよくわかりませんので確認でお聞きしますが、3ページ目に漁協からの報告で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの報告とありますが、操業期間が12月1日から翌年の5月31日や11月1日から翌年4月30日というのではなく、次の有限会社仁三郎の報告では、12月1日から翌年8月31日となっていますが、

この報告は4月1日から3月31日までとなっていますが、例えば海共第1号第1種共同ののり漁業ですと11月1日から翌年4月30日までですが、ここに記載されている漁獲量というのは、令和4年度に捉われないで、ひょっとしたら令和4年の11月1日から翌年4月30日までの漁獲量が載っているということでしょうか。

議長 漁獲量については4月1日から3月31日までの分です。これはあくまでも操業期間なので、のり漁業でしたら4月1日から翌年3月31日までの漁獲量が記載されている形式だと思いますが、事務局それでよろしかったですね。

事務局 はい、そういう集計になっております。

本間優子委員 はい、了解いたしました。

議長 他にはありませんか。わかる方がいらっしゃいましたら教えていただきたいですが、定置は、ウマヅラがこんなにいつもたくさん入るのでしょうか、ブリも若干多いですが、ウマヅラがかなり占めているようでしたので。一匹一匹は大きな魚ではないので相当数が入っているものと思いましたが、大体、毎年このような感じなのでしょうか。あと、アジがもう少しつぶさん入っていてもいいのかなと思いましたが、意外と少ないと思いましたが。伊原委員はおわかりになりますか。

伊原委員 仁三郎さんの方の定置の状況はよくわかりませんが、吹浦の方ですと小型定置の底定置があり、12月1日から5月14日まで入っていますが、やはり同じような状況です。ウマヅラは1月から春まで入ります。アジなどは入る年もあれば入らない年もあるし、春は北の方から南下するソイとかヤリイカ、逆に暖かくなると北上するタイもあります。ウマヅラは大体冬場はこんなものかなとは思います。

佐藤栄一委員 アジは年によってだいぶ変わるときがあります。

議長 アジなどは、もっとたくさん入るような印象でしたが。

佐藤栄一委員 入る時は揚げられないほど入っていますから、かなり差があります。

議長 ああ、だいぶばらつきがあるのですね。他に皆様方から御意見や御質問はございませんか。

一同 ありません。

議長 はい、では報告事項1については、この内容で了承するということにしたいと思います。

(2) 海面における共同漁業権の免許について

議長 それでは、次に報告事項の2「海面における共同漁業権の免許について」これにつきましても、県農林水産部水産振興課より説明、報告をお願いいたします。

伊澤主査 はい、同じく農林水産部水産振興課より報告事項2について説明いたします。御

手元の資料、令和5年3月28日付の山形県公報を御覧下さい。本県の海面における共同漁業権につきましては、令和5年8月31日をもって存続期間が満了し、翌9月1日付で新たな免許への切替を行っておりますのでその点について御報告させていただきます。

まずは令和5年3月28日付の山形県公報を載せておりますが、そちらの山形県告示第204号を御覧下さい。知事が定めた海区漁場計画の公示内容となっております。この公示した、海共第1号から第4号の共同漁業権に対しまして、令和5年7月24日に山形県漁業協同組合から漁業法第69条第1項の規定による免許の申請がございました。その後、8月1日開催の第422回山形海区漁業調整委員会におきまして、この県漁協からの免許申請にあたって、県漁協が漁業法上の適格性を有するものであるかどうかについて、知事から委員会に対して質問をさせていただきまして、この件について御審議をいただき、同日付で「県漁協が申請者としての適格性を有するものである」との答申を委員会よりいただきました。その後、さらに知事におきましては、水産業協同組合法に規定する特別決議の実施状況や漁業法で定める、免許をしない場合には該当しないということなどについての審査を行いまして、県漁協は水産業協同組合法、漁業法上の免許にあたっての要件を満たすものであるということを確認したところでございます。

その結果といたしまして、お手元資料の令和5年9月29日付山形県公報の996ページを御覧下さい。こちらの県公報に記載のとおり、海共第1号から海共第4号につきまして、先程御覧いただきました令和5年3月28日付の山形県公報において公示した海区漁場計画のとおりの漁業権の内容にて、9月1日付で山形県漁業協同組合に対して免許をおります。報告事項2の報告については以上になります。

議長 はい、ありがとうございました。これにつきまして、皆様から何か御質問や御意見などありましたらお願ひします。ございませんでしょうか。

直接の関係はないのかも知れませんが、ナマコについては漁業法改正と共に規制が変わった訳ですが、現在、福島処理水放出問題で中国が日本の水産物を輸入しなくなつたということで、これまで山形県のナマコは輸出に向けられていたものはあったのでしょうか。地域によっては輸出向けのものを大分獲っているようでしたが、山形県ではナマコを対中輸出向けに獲っていたのでしょうか。その辺の実情は知りませんでしたので、恥ずかしいのですが、本県においても中国側の輸入規制によって、庄内の漁業者が影響を受けているのではないかと心配でしたので、その辺の事情をどなたか御存知でいらっしゃいますか、地域によってはかなりの余剰があるようですが。

伊原委員 青森県の陸奥湾辺りでは加工業者がいますけれども、山形県ではそういう話は聞いた事はありません。生のまま中国に行く訳でもありませんし、そこにはワンクッシュンありますし、山形県に干しなまこの業者がいるとは聞いたことがないです。

議長 私も聞いたことはないですね。生のまま県外の加工業者に出荷するという様なことがあるのか、意外と私は分からぬのですが、その辺をどなたか御存知でしょうか。

飯塚委員 底びきで獲ってくる沖ナマコというものは輸出で出しているみたいで、業の方々がそう言っています。

議長 そうすると、県外に持つて行って加工するということでしょうか。

飯塚委員 県外だと思います。そういう話は聞いておりますが、量的には少ないので、業

者の人も風評被害に対しての補助金などですか、それに該当するのかなという話をしていましたが、詳しいところまでは分からないです。

議長 山形県においては大きな影響は受けていないということなのでしょうか。

飯塚委員 量的に揚がりませんし単価も下がっていませんし、今のところは無いのではないかなと思います。

議長 ああ、そうでしたか、ありがとうございました。ちょっと心配だったものですから。では、他には報告事項に御質問、御意見は無いということでこの内容で了承してよろしいでしようか。

一同 はい。

議長 では、そのような扱いとさせていただきます。

(3) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について

議長 では、次に報告事項の3「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について」こちらは内容が大変多いのですが、事務局の方より要所を御報告をお願いします。

事務局 はい、では報告3の資料を御覧下さい。6月開催の第421回委員会におきまして、令和5年度の全国漁業調整委員会連合会通常総会の結果について御報告させていただきまし

たが、その総会で承認された要望書をもって7月に役員により関係機関への要望活動が行われまして、要望先からの回答結果が連合会より送付されましたので、御報告させていただきます。新規の要望について中心に御説明させていただきたいと思います。

一つ目は要望活動結果2ページ目「沿岸漁場の秩序維持について」の令和5年度要望「①違法操業の取締強化等」の②「漁業監督吏員資質向上の為の訓練・研修等を拡充すること」との要望でございます。

水産庁よりの回答でございますが「昨年10月にコロナ禍により中止を余儀なくされた漁業監督公務員研修会を3年ぶりに開催して、法務省、警察庁、海上保安庁の講義等による取締能力の向上及び連携に努めたところであります、今年度もWEB会議を併用して開催を予定している」とのことです。

新規二つ目でございますが要望結果6ページ目2を御覧下さい。「密漁もの」の流通防止「②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること」との要望でございます。

こちらは回答欄にありますとおり水産庁からは「特定水産動植物等の国内流通の適正化に関する法律」に基づき取り組んでいくとの返答を得ております。

三つ目は要望結果6ページ目「①クロマグロ資源の適正利用」の「③沿岸クロマグロ漁業等のあり方について」でございます。現在行われている広域漁業調整委員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業について、都道府県や広域委員会をまたぐ承継承認のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。また、大臣届出漁業である「沿岸マグロ延縄漁業」のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除いて、現行の知事管理ではなく大臣管理として国で管理することとの要望でございました。

こちらに対する回答といたしましては「指摘した制度のあり方を含めて検討していくこと、他県の管轄に属する海域で操業するものについての漁獲は少ないと承知しており、各県において管理手法の検討をしていただきたい。もし管理上支障があるなら個別に相談していただきたい」となっております。

四つ目になりますが、13ページ目一番下の欄にあります「5沖合漁業の操業秩序の確立」のところでございますが、国際VHFを利用して船舶の情報を自動で識別する装置として、船舶自動識別装置AISがございますが「③AIS利用の普及に努めると共に設置船舶については沿岸域での航行、操業時にはAISを作動させて安全航行に努める様に指導すること」との要望でございました。

それに対しまして水産庁からの回答ですが、「AIS利用の普及について、設置漁船に対する漁船保険料の助成、高齢漁業者等を対象に衝突事故防止に資するAISの導入支援、スマートフォンを活用したAISアプリの利用促進等の取り組みを実施している」とのことです。

また、国土交通省海事局からは「AISの設置が義務付けられている漁船については、船員法体系において操業中を除き、常時作動させることを船長に義務付けており、引き続きAISの作動が徹底されるように周知等を徹底していく」旨の回答となっております。

続きまして五つ目ですが、17ページ「3新たな資源管理措置について」の「⑤TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること」との要望でございます。

こちらは同じく水産庁より「市場を通さない販売、流通への対応のため、スマート水産業の取り組みの中で、漁業者が直接電子的な報告を受ける取組みを進めているところである」との回答がございました。

六つ目でございますが、17ページ下の「⑥定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及ということで、国を中心に資源管理型の技術開発、普及促進を要望すること」ということで、要望していますが、水産庁よりの回答は「令和3年度から水産庁補助事業で特定の魚種の入網について、陸上で確認する技術や入網してしまった魚を光で誘導し、外に逃がす技術等を開発中であり、開発した技術の普及に努める」といった趣旨の回答がございました。

続きまして七つ目でございますが、26ページ目一番下の欄「1遊漁と漁業の調整」の「④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備」ということで、遊漁者の組織化や資源管理を行わせる法制度、体制整備を進める旨の要望でございます。回答としては「組織化については都道府県に促しているところで、資源管理については改正遊漁船業法において、協議会制度を創設したところで、地域の実情に応じた水産資源の管理や理解醸成に努めていただきたい、都道府県が組織した協議会に国の参加が求められれば参加もある」といった回答でございました。

最後の八つ目ですが、30ページ目を御覧下さい。「3ミニボートによる危険行為の防止」の「④ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化」でございますが、ミニボートの保険加入義務付けは現在、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の対象外となっている船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけを要望する内容となっておりましたが、これについては水産庁の方では、国土交通省に伝える、保険加入拡大については、日本漁船保険組合に伝えるとのことでございました。

また、国土交通省からは「ミニボートの損害等はプレジャーボート保険制度で対応できる」など、従来とあまり代わり映えのしない回答となっております。

その他、既存の要望に対する回答につきましては記載のとおりとなっておりますので、お時間があるときに御覧いただければと思います。御報告は以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。要点を重点的に説明いただきました。ただ今の説明対象になっていない部分を含めましてボリュームはありますが、皆様から御意見、御質問等がございましたらお願ひします。

私の感想から先に言わせていただきますと、全国的な海区の会議に行くと必ず出てくるのがこのミニボート問題なのですね。国の方の回答はミニボートは馬力も少ないし、速力も遅いからおのずと行く範囲も限定されてくるので良いだろうという話をしていますが、その低速力、低馬力で沖に来るから問題なのですが、国の回答は沖に来るはずがないという前提で話をしているので、要望と回答が噛み合っていない感じがします。特にこのゴムボートの底はFRPでできているから、それと漁船がぶつかった場合に漁船の被害というのも、ゴムボートとぶつかって壊れる漁船もそうないとは思うのですが、これも何を考えているのかと言いたくなりますが、ゴムボート問題に対する要望に対しては、何やら肩透かし的な回答が続いている、またこの話題が海区の全国会議で議論の対象になってしまふので中々進展しないというのが、このミニボート問題の印象です。今の説明に私からの若干の補足を加えましたが、その点も踏まえまして皆様からの御意見、御質問がございましたら出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木委員 よろしいでしょうか。

議長 はい、鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 県の方から聞きたいのですが、ミニボート等が漁港付近で釣りをしていた場合、ダメですよと言える権利はないわけですか。例えば、漁港の航路エリアを遊漁禁止エリアにするとか、そういうような規制をかけることは無理なのでしょうか。どうでしょうか、分かれば聞きたいです。

議長 要約するに、ミニボートが小型船舶と同様の規制を受けるかという問題ですね。航路上の停泊や釣りは一般のプレジャーボートは禁止されていますからね。ミニボートの場合は法の禁止適用外になるのでしょうか。私も不勉強でよく分からぬのですが、県の方で分かれば。

加賀山課長 私も正確ではない所もあるかもしれません、御存知のとおり漁港自体は漁船のための施設ということで、漁業者が使うことに障害が出たりすれば、どいてくださいとか、そういう話は当然なっています。ただ、事故の関係もございますので立入禁止区域はありますが、水域に関しては、入るなということを今、山形県の漁港でやっているかというと、私の知る範囲ではやっていないかと思います。釣りもそうですが、邪魔にならなければ使うことに対して規制をしているものは、今は立入禁止以外にないです。

議長 例えば、ミニボートに対して港則法は適用されないのでしょうか。私も不勉強でよくわかっていないのですが。

本間和憲議員 ミニボート等を下ろす場所ですが、例えば港の中やその付近、周囲の砂浜な

どで下ろすのを禁止するというようなことはできるのですか。

加賀山課長 できるかどうかについては、私も勉強不足なのですが、現在、堅苔沢辺りでは、定置の方にそういう危険な行為があるので止めて欲しいというような看板を設置したりして呼びかけはしています。ただ、強制的にダメだという形にはなっていません。

本間和憲委員 米子新港の港の中から、カヌーやゴムボートが出入りしていたのですが、県に頼んで看板を作ってもらったのです。それに対してここダメですよとしたら、皆、聞いてくれたのですが、その代わりに港から少し外れた砂浜から出入りするようになってしまって、どうしても港の近くへ行ってしまうようで危ないのですよね。釣りをして悪いとかではなく、ミニボートなどを下ろす場所の規制をできればいいのかなと思って。

議長 下ろす場所の規制はなかなか難しいでしょうね。なぜかというと、私もそちらの事情には詳しくはないのですが、酒田の場合は、一つは大浜の砂浜から、もう一つは最上川の河川敷からで大変範囲が広いのです。

本間和憲委員 我々の方も下ろせる場所というのは決まっていて、何ヶ所かしかなくて、そこに対して規制できればもっと減らせるのかなと思いました。ミニボートは沖に行くか行かないかではなくて、船が出入りする時には港の近くで危ないのです。

議長 最上川に高校生がボートヨットの練習する場所がありますが、高校生のヨット、ボートを揚げ下ろしする斜路があるのです。そこがミニボートの揚げ下ろし場所なのです。丁度良い訳ですね。ヨットやボート以外に使うなということは、県が管理しているところですからその規制はできるかなと思いますが、それが砂浜までとなると広いしなかなか難しいですよね。ただ、航路内で停泊して良いかどうかという問題、航路は通行する船に優先権がありますので、本当は航路内にミニボートが停まっているのはおかしいはずなのですね。だから、港則法はミニボートにも適用されるような気がするのですが、月峯の方ではその辺はわかりますか。

菅原船長 ミニボートは法的には船ではないとの話もあるようです。

議長 基本的には20海里の限定がないですからね。ミニボートは30海里までといった制限はありませんからね。

菅原船長 しかし港則法では他の船舶を妨害してはいけないというのがあるので、その辺はどきなさいとは言えると思いますが。ただし、船舶扱いはしていないので、そのくらいしかわかりません。

議長 ちょっとそのところがはっきりしないのですよね。私もそこはあまり研究していないのでわからないですが、ただ、港則法というのは、航路の中に何が停まっていても危ない訳だから、それが船舶でもミニボートでも危険なことには変わりないのですよね。その辺は今後の研究課題ですね。私の方でも考えてみたいと思いますので、できたら県の方でも調べていただいて、次回までわかったところがあつたら教えていただきたいと思います。ということで、鈴木委員、現時点ではよろしいでしょうか。

鈴木委員 ええ、大体そのくらいの回答しか出でこないとは想像しておりました。実は堅苦沢の漁業者からの要望で、一つは航路にミニボートが居り、朝方に入港してくる場合には、朝日が被るので見えない。相当危険な目にあったということ。もう一つはサップが航路にいて、それが、やはり見えなくて危険で、船上から大声で注意した場面もあったそうです。国では何とも言えないし、県側も規制するための法がないから現時点ではダメだともいいともいえないでの、機会があれば聞いてみるといったので今質問しました。国も基本的には当たらぬ障らざで、これで事故が発生してマスコミから騒がれれば、皆が目を白黒して変えなくてはとなるのでしょうが、死亡事故もない中ではなかなか規制がしにくくいうのでしようが、そういった危険な事例があったので、県の方でも、国とは関係なく県として何らかの規制なりの解決策を考えてほしいなという要望です、お願いします。

議長 はい、検討課題ですね。県の方でもこの辺の検討をお願いしたいと思います。少し私からも皆さんに伺いたいのですが、私は酒田の事情しか分からぬのですが、酒田に関しましてはミニボートが減っていないのですが、少なくともなぜか今年になってからミニボートは離岸堤の内側に収まっている、離岸堤よりも沖側に行くボートは今年はほとんど見かけないですね。以前は水深40メートル付近までミニボートがどんどん来ていましたので私は驚いておりました。酒田で水深40メートルというとけっこう距岸距離もありますから、そんな所までミニボートが複数徒党を組んで来るのでびっくりしましたが、今年に関してはなぜか離岸堤の内側に比較的に大人しく収まってくれて、去年までとは様相が変わっているとの印象が酒田近辺ではあります。鶴岡、温海地区、あるいは吹浦地区はどうでしょうか。

本間和憲委員 温海は沖に結構いますよ。

議長 今年もいますか。

本間和憲委員 はい、土日になるとカヌーの方が多いですが、かなりの数が出ています。

議長 釣りもしているのでしょうか。

本間和憲委員 はい、釣りをしています。

池田会長代理 酒田は今年沖に行かなくても河口でスズキが釣れているものですから。それにスズキは値段が良いので、それでスズキ釣りが主体となっています。

議長 ああ、なるほど。さらに言えば酒田沖水深40メートルラインは、今はエソしかいないので、ミニボートで来ても意味がないということもあるのかもしれません。吹浦地区はどうでしょうか。

伊原委員 吹浦は県の漁港、斜路などの管理者の施設については、看板を設置して利用しないように周知しています。ただ、施設ではない砂浜などでは青年の家のカヌー等もいます、ミニボートはあまり見かけないです。ただ、ジェットスキー等を下ろす人もいたものですから、漁船とのトラブルもありましたので、水産振興課からこの施設は漁業のための施設だという看板を立ててもらって、それで徹底されていると思います。

議長 なるほど、酒田、飽海地区はやや沈静化の動きがあるような気がしますが、鶴岡、温海地区はそうでもないようですので、若干の温度差があるようですね。

佐藤一道委員 小波渡、堅苔沢はとても多いです、毎年増えているような感じがします。

議長 増えているのですか。

佐藤一道委員 はい、沖合に出て行く船も赤い旗を立ててるのでミニボートの類だと思います。灯標よりもずっと沖の方まで出でていっている状況です。先程、鈴木委員の言われた、朝日のタイミングで帰港してきたら朝早くからいるのでそういうことはありえるのだろうと思います。多いと思います。

議長 海区の全体会議においても、距岸の距離を限定して欲しいという話はたくさん出るのですが、国ではミニボートは物理的に遠くに行く能力がないからと、でも1.5馬力だつても沖合まで行ける訳ですよね。ですので、我々と国の意見が全然噛み合わなくて、いつも歯痒い思いをしております。必ずこの問題は議題になるのですが、なぜそこまで、国は航行区域を限定するということに消極的なのかは、よく分からぬですね。酒田地区では、今年の雰囲気を見る限りですが、岸から千メートルの範囲内に大抵のミニボートは收まりつつあるのではないかでしょうか。もしかすると距岸1キロ以内に釣りをする対象がいるために沖に出てこないのかもしれませんけどね。アジやキスなどを釣る方が今年は多いようです。

ミニボート以外で何かありますか。報告事案ですか以上でよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、この内容につきましても報告事項として了解したということにしたいと思います。

(4) 令和5年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会開催結果について

議長 では、続きまして、報告事項の4「令和5年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会開催結果について」これについては事務局の方から報告をお願いいたします。

事務局 はい、それでは報告4の資料を御覧下さい。8月24日に行われました、3海区連絡協議会の開催結果の概要でございます。新潟海区からは事務局も含めて3名、秋田海区からは6名の御参加をいただきました。当海区からは委員7名、事務局3名、庄内総合支庁水産振興課から1名の参加となりまして、3名の欠席者もあり、新潟海区よりの宿題もありましたので、ここで結果の概要について改めて御報告させていただきたいと思います。

まずは資料の方を上からですが、1「新潟・山形両海区入会協議会」でございます。令和5年度の両海区の小型機船底曳網漁業の入会協定についての締結内容を確認いたしまして、次期当番海区については新潟海区ということで確認をしました。

その他といいたしまして、新潟海区の方から入会協議会についてですが、新潟の海区委員会で話があがったとのことでしたが、こちらの協定も安定して推移しているので、毎年締結ではなく2、3年の間隔での協定締結で対応しても良いのではないかということ

で海区委員会で話が出たとの説明がございました。ただ、これは新潟海区として集約した話ではなく、新潟海区としても議論はするが、入会の協議会の扱いをどうするかという問題もあるので、山形海区でも、この問題を持ち帰って検討いただきたいとの話がありました。

続きまして2「秋田・山形両海区入会連絡協議会」についてですが、記載のとおり、協定内容を確認しまして、次期当番につきましては秋田海区と決定し、こちらの方は課題もなく終了しております。

続きまして3の「新潟・山形・秋田3海区連絡協議会」でございます。協議事項といったしまして、新潟海区より2点ございました。

(1) 広域漁業調整委員会指示に基づく、遊漁によるクロマグロ大型魚採捕制限に対する、各県で行っている遊漁船業者への周知方法についてでございますが、これにつきましては新潟海区においては、各々の業者に対して個別に郵送をしているために費用が嵩み、他の対応に費用を使えないこともあります、郵送は止める方向で考えているが、各県で周知方法について教えていただきたいとの内容でした。

それについては、秋田海区からの回答は、団体に対しては郵送しているが個別に遊船業者に対して郵送はしていない。遊漁船業者からは「遊漁船業者全員に郵送して欲しい」というような要望もあったため、届くのが遅くなつても全員に郵送するかということを考えている。ただ、将来的には郵便に代わって電子メールやホームページでの対応を考えている、とのことでございました。

(2) の委員会指示違反をした遊漁船業者への取締り対応について、犯罪捜査を目的とした立入検査の権限は県にないので取締りにおいて3回違反を繰り返さないと委員会指示なので送検されないため、新潟海区としては罰則の強化の要望を上げたいと考えているとの件につきまして、秋田からの回答は、秋田においては取締り自体を実施していない、とのことでございました。

その他につきましては、お手元の資料に記載のとおりのやり取りがございました。

続きまして秋田海区から提出されました協議事項に移ります。秋田海区からは、各県におけるハタハタの位置付けや資源管理に関する取組について教えてほしい、とのことでございました。こちらは資料に基づいて説明がございましたが、ハタハタの稚魚がほとんどいないということ、また、然るべき時期に水温が下がらないということの影響が大きいのではないかというお話をありました。また、ある年に生まれた個体群が他の年に生まれたものに比べて特別に多い場合に、その年生まれの群を卓越年級群と呼んでいますが、その卓越年級群がなかなか形成さないということや海洋環境によるところが大きいのではないかといったお話を出たところです。

この件についての新潟海区側の回答につきましては、添付している資料のとおり、ハタハタは新潟県にも全然いない状況でございまして、それを狙って操業する状況ではないというお話をました。また、藻場が少ない状況など色々な要因があるのではないかというお話をございました。

続きまして当海区からの協議事項でございますが、各県で漁獲される魚種にかかる変化について資料を提出いただきまして、その資料のとおりの内容でございました。

新潟海区からの回答としましては、ハタハタ、マガレイ、スルメイカが減少しており、マフグやアカアマダイは増えているといったお話をありました。

続きまして秋田からの回答でございますが、県の南と北で増え方にそれぞれ傾向の違いがあり、アカアマダイは増えていますが、県の南で363パーセントの増加、県の北で193パーセントの増加で、特に県の南の方でアカアマダイが増えているようでした。

本県においてはキジハタが増えているというお話をしました。その他、魚がいなくなっている原因を検討して欲しい、や、海の様子が変わってきているので行政の方で調べて欲しいといったお話をございました。

来年度は、秋田海区で3海区連絡協議会が開催されることを確認しまして会議を終了しております。

冒頭でお話しました、今回新潟海区より提出された宿題の入会協議会でございますが、確かにトラブルもなく安定して推移しているものと思います。毎年ではなく、2、3年のスパンで協定を締結しても特に困る事はないとも思われます。入会協議会の扱いをどの様にしていくのかも考えなければなりませんが、まずは山形としてどう考えるのか検討して新潟海区の方にお返しする必要があるかと思いますので、そのあたりの御意見をいただければと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。確認なのですが、この新潟からの入会協議会に関してですが、あの時の新潟県の発言趣旨というのは、協定締結を2、3年に一度で良いのではないかとの発言でしたが、入会協議会自体の開催も2、3年に一度の開催にする、という意味では無かったと思いますが、協定の有効期間を2年や3年にしようとする話に留まつたのではなかつたでしょうか。

事務局 そうですね、協定の有効期間を長くしても良いのではないかということでした。

議長 年1回の協議を無くすという話ではなかつたですよね。

事務局 はい、協議会自体をなくすという話ではなかつたです。

議長 そういうことですね。まずは全体について皆様から御意見、御質問等がございましたらお願ひいたします。それが終わりましたら入会協議会の締結の有効期間を現在の1年を2年、3年とすることについて協議して、新潟にお返ししたいと思います。

議論になったのは、マグロの調査のための船の立ち入りをどうするか、ということで、皆さん苦労しているようとして、やるかやらないかも含めてこの話題で結構時間を取りましたが。まずはこの報告全体については、よろしいですか。

一同 はい。

議長 では、次に山形と新潟の入会協定について、協議会自体は毎年開催するのですが、協定の有効期間につきまして、現在の1年ごとから有効期間を2年か3年に一度の締結でいいのではないかとのことで、新潟県の方でも検討するので、山形県の方でも検討してほしいとお話がありましたが、こちらについては皆様いかがですか。特に温海地区の方はいかがですか。

本間和憲委員 良いと思います。

議長 実害は無いですものね。

本間和憲委員 漁業者間では、毎年入会の話はしているのですが、際立って特に問題がある訳ではないですし、毎年同じ内容で来ておりますので問題はないかと思います。

議長 他の委員の方はいかがですか。

池田会長代理 每年同じ項目で同じ内容ですから。ただ2年に1回くらいにして、もしも変化があった場合には調整するというようなことで良いと思います。毎年同じことで隻数までが全部一緒なのですから、私はこれで良いと思います。

飯塚委員 県の方では、この県境と言いますか、当然、月峯の取締りがある訳ですが、そういったところの認識はどの様にお考えでしょうか。このまま有耶無耶にしたままで先送りにする気なのか、それとも現場では特別問題が起きていないので、特に何もする必要が無いということで問題を先送りにしていくのでしょうか。県境をはっきりとさせないのでしょうか。自分の県ではこの位置であるというのは、新潟と本県の県境は月峯の方で現在使っているロラン数字で指定していただいている訳ですが、実際、現在は温海の方では問題無いとは言っているが、底びきの現場にいる漁業者の間では、昔から内々で取り決めしてきた県境というと、もうタラの時期だったのですが、それで山北の方の漁船の数が多くて、場所的には狭くて並べないと言う事で、本県の認識では県境であるとしている場所、ロランでいうと40下の方の38くらいの所ですか、山形県の方まで入って良いですよと。入会許可があったにしても、同業者同士の操業は上手にいくように輪番制等といろいろ決めている中で、ずらして来たらいつの間にか山形県のゆづってやったというか、操業上その時期はいいですよといったものが今度そこが県境になっているはずだ、と若い人が言っているという相談を受けたこともあるのですよ。そういうこともあるので、確かに大きな問題にはなっていませんが、現在も秋田と山形県の間では方向性が違うと問題になっておりますが、取締る立場の人達は、そういった、いわばグレーゾーンの部分をどのように考えて取り締まりなどを行っているのでしょうか。

議長 入会協定とは関連はしますがストレートな問題ではありませんね。

飯塚委員 現実としてある訳でしょう。

議長 今のは県に対しての質問ですか。

飯塚委員 質問です。

議長 はい。関連性が無い訳ではありませんが、長年の懸案事項ではあると思います。今件で県の方から回答できる部分がありましたらお願ひします。

菅原船長 月峯では磁針方位で取締りをしています。板びきだけは真方位で国から許可が出ていますので、それだけが取締りできません。他は磁針方位で取締りをしております。国の許可ですと鼠ヶ関の沖合まで見えるのですが、それは残念ながら許可が真方位で何度となっていますので、磁針方位では取締りができません。けっして有耶無耶にしている訳ではありません。

議長 はい、よろしいですか。

飯塚委員 はい。

伊原委員 入会というのは、境目があった上で入会をするのか、入会が無くて、ただ単に入会にならぬのかという時に、やはり私はちゃんと境目があつてお互いに入会をするというふうにした方が管理しやすいとは思います。実際に遊佐町の方でも、この間、共同漁業権免許が更新されたけれども、行政区の境目でローカルで入会を決めていたのです。昔の事情云々ではなく、きっちりと境目を明確にした上で入会をする、文章化しておくと。そうでないと、口約束みたいになってしまって、時間が経過すると当初と違った解釈をする人達が出てくることがある。だから私は明確にするべきだと思っています。

本間和憲委員 新潟と山形の入会は、漁業者間では毎年ロラン番号できっちり決まって、お互いに行き来することも問題なくやっています。

飯塚委員 漁業者間ではなくて、行政で決めて。入会は区域はわかるのですよ。

本間和憲委員 入会の話に、もう着火の方に任せることで底びきが来なくなつたではないですか。山北の方では底びきも含めて皆が話し合いに来ているのです。漁業者間では年に一回入会の話し合いはしているので、それで問題が無ければ良いのではないでしょうか。

飯塚委員 それで底びきの場合は問題があつて相談を受けたこともあるので少し話をしたのです。先ほど伊原委員が言ったように、県境というお互いに認める基準があつて、俺の方は100メートル良い、俺の方は場所的に50メートルしか駄目だとか、そういうことになると思うのです。面積だけではなく、海の中というものは目で見ても見えるようで見えないような所だから、その距離とか面積だけではなくて、昔いう、あの山とあの山を合わせた線までなら私達は良いとかといったことで入会は決めたのだと思います。現在ではロラン数値で、若い人は誰しもがGPSで見て操業をしているので、そういうことで、緯度経度、現場ではロラン数字を使っているのでロランの数字で表してもらったというのが、これが近年ですよ。それ以前は、あの山この山、新潟の方もあそこを見通した線だといわれても、現場の人達はそういったことは分らないというのです。そのため月峯さんから漁業者も乗って貰って粟島の沖の方まで定点というかロラン数字を合わせてもらったということもあったのです。ただ、本県では、磁針方位で県境はここですよと言っても、新潟県では真方位で許可が出ているから、じゃあ、その間のグレーゾーンになっているところは手も何も出さないで、そのままになっているということで良いのでしょうか。

菅原船長 そこは、はい。

飯塚委員 県としては、行政の立場として問題が無いから、そのまま放置するという基本的な考えがあるのか、それとも基本的には、きちんとしたいという考え方や気持ちがあるのか、その辺も聞きたいのです、本当は。県境問題を先送りしていると、ロシアが攻めてくると同じで、誰の物か分からぬなら自分の物にしてしまえ、と力のある人のそのとおりになつてしまうというのは、私には不満があるのですが、そういったところをきちんとしておく必要性が、今後は必ず出てくると思います。昔こうだからいいだろうという、段々とお互い意思疎通も無くなつてきていて、昔はこうだったから上手くいつていた、ということが罷り通らなくなる世の中になつて行くと思う。今は個人を大切に

する世の中だと思うので、自分が良ければ他人はどうでもという時代になりつつあると思うので、決めるべき線はしっかりと決めてお互いに譲ろうというところはお互いに入会協定を結んでいるのですから、その基準となるところの線を問題ないからいいやということではいまいち今後うまくないと思います。ただ、漁業者そのものは、私たちの時代の船頭は、昔から線を引くと色々と問題が起きるからそれだけは出さないで止めてくれよと、そういう流れで私など漁業をしていた時には、現役時代は年寄りからも聞いてたし、自分たちの世代はだったらそういうふうにしておこうぜとしてきたのだけれども、世の中の流れも変わってきているので、これからは決めごとはきちんとしておく。だけど譲ってこういうふうにしようぜというのは、漁業者間どおしの取り決めとか、あると思うので、行政の立場として将来的には、どのような気持ちを持っているのか、この点を私はお聞きしたいのです。

議長 長年の懸案事項をどこかきちんと決めてほしいということですね。

飯塚委員 私はそう思いますが、今すぐに決まる問題ではないのもわかります。ただ、行政としてどう見ているのだろうという気持ちがあったものですから。今は問題化していないものなので良いというなら、それは波風を立てないことが一番良いのですが、行政というものは、ある程度先を見据えて、色々な決めごとをしていると思うのです。そういった立場でどのように考えているのか、この場でお聞かせいただきたいです。

加賀山課長 先ほど菅原船長が言ったように、山形県は磁針方位です、何かあったときも必ずそれで主張します。ただ相手方には相手方の主張があり、真方位だと主張します。被るところが出てくることは解決しません。これは何か起きる度に何回もこれまでやってきました。しかし我々県の考え方として、意思としては磁針方位なのです。これからも変わりませんし、これまでもそうしてきました。

議長 結局は確定させようと思ったら知事同士の合意しかないですからね。海区委員会では決定権はないので、それで決まらなければ境界確定訴訟になるかと思います。県境も理論的には確定訴訟ができますからね。ただ、そこまでしてしまうと山形県と新潟県の関係が大変なことになってしまないので、なかなかそうはいかないでしょうね。

飯塚委員 狹間にしている現場の漁業者は大変になりますね。

伊原委員 どこの県も、行政区のそういう線はあると思います。他県では、真方位でやっているのか磁針方位でやっているのか、どちらなのでしょうか。

加賀山課長 私は調べていないので分からぬのですが、大体そこそこなのでしょう。

齋藤機関長 そこそこですし、県境などは無いという県もあります。富山県などは県境など持っていないので。

飯塚委員 無ければ無いで良いのです。皆がそれで理解しているのだから。

伊原委員 そういうことなのですね。

飯塚委員 隣の県との県境などないですよ、自由に行ってくださいというのならば、それはそれで理解できて、現場の人間もそれに合わせてできるわけです。だけれども、その狭間にいる所が行ってはいけない、山形県では自分の線を越えて行った分に関しては取締りができない、そういうことでしょう。

議長 県境が無くなつたならば、基本的には知事許可と大臣許可がなくなるのでは。

伊原委員 知事許可はあるわけだから、当然あって然るべきですよね。

議長 無いと理論的にはおかしいですよね。

伊原委員 その行政区の境目は海にはないのだけれども、漁業調整上の線はあるのだということですね。

飯塚委員 入会ということがあるのでからね。

伊原委員 それならば漁業調整上の線をどうするか、その規定があつても良いのだと思いま
すが、それをここで作ろうと思っても無理があると思います。上位規定があつて初めて
下の規定が作れるのですから、上位規定を作つてもらわないとこの話はどうにもできな
いのだと思います。

議長 それがなかなか作れないから困っているわけですね。

飯塚委員 例えば、魚が境目で入会があるかないかのあたりでたくさん獲れたらですね、ど
うやって決着を付けたのかは忘却ましたが、宮城県と岩手県の県境の湾部分で何十年も
前に大騒ぎしたことがあったけど、そういった漁業は獲れてなんぼの世界ですから、机
の上で線を引いての話ではないわけです。今年はサンマが異常だけれども、こうしたこ
とが起きてから線を引きましょうでは、ますます大変なことなのです。穏やかな時にこ
うやって決めておきましょうと、そういう時期が素直にいけるのではないかという気がす
る。酒田地区で魚がたくさん獲れていても、隣の遊佐地区と今は酒田地区と一緒にだが、
こういった沿岸部で線もはつきりしなかつたとなると、地先の漁業者達は大揉めする
ですよ。魚が獲れるなら問題は無いですが、片方に寄つた獲れた場合に、揉め事が起きて
からでは大変だから、ある程度穏やかな時、波風の立たない時にお互いに手を結んで
決めておいた方が良いという気がしたのです。今、県として、行政の立場として、どう
いう気持ちで先を行くのかということを聞きたかったのです。磁針方位、真方位の事情
は分かったので、気持ち的に方向性などをお聞きしたいです。波風が立っていないの
からこのままやりますよというなら、それはそれとして認識すれば良いのです
が。

池田会長代理 県は話していないが、秋田県と山形県は底びきは県境がないのですよ。

飯塚委員 そうなのですか。

池田会長代理 分かれてないですよ。海区の資料に残っていますよね、以前に話があつた
際に山形県側から断つたのです。昔、山形県と秋田県との間でのあった入会協定は、山

形県から入会をしませんと破棄した経緯があるのです。その時は9月1日の解禁時に秋田の沖底が吹浦沖に全部カレイひきに来たわけですよ、それで吹浦の小さい船を守るためによく考えればわかるのですが大臣許可ですからね。山形と秋田の間では、ごち網の分は残っているが底びきの入会協定は無いです。

飯塚委員 そういう過去の流れは私達も聞きたいし、私も秋田の県境に行ったときは、あとそちらは駄目だと言われて。

池田会長代理 それで、今は底びき業者等は双方とも納得しています。今は秋田の漁業者は沖底に象潟の漁業者も変わっているので、意気揚々と来れるのを来るなと言っているので来ないだけの話。そういう事例があったのです。

伊原委員 今、池田委員から説明があった遊佐の県境問題について、秋田県の船ははえなわをやっているけれども、「ここいいですか」と遠慮気味に来ますね。だから揉めないです。権利があるからと強く来たらやはり揉めるでしょうね。

飯塚委員 権利があるからと強引な人も世の中にはいる訳です。権利があるのですからね。

池田会長代理 いますね。私も権利があれば一番最初に行きますよ。私はここでやりますといいますよ。

飯塚委員 だから業者間で色々な取り決めはしているではないですか、ガニひきなど、お互いに良い商売をやるために業者間で決めているのですからいいのですが、行政としてある程度の線というか、数字というか、そのようなものをきちんとしないと本当ではないという気がします。グレーゾーンがあった方が生活がしやすいのは事実だし、私もすごくわかるのですが、何か問題が起きた時に収まりがつかなくなるのではないかと思います。お聞きしたかった訳です。何か問題が起きたらその時に対処するというのであれば、それはそれで構いませんが。

加賀山課長 今のタイミングだから話せる、まとまるという話ではないです。以前よりずっとこの話はされてきた訳ですから。飯塚委員が言われる様に今のタイミングは何もないから、今話せば上手く行くという話ではないということは御認識していただきたいと思います。今だからできるという意味は私は分からないです。

飯塚委員 はい、わかりました。

議長 県境というものは、そんなに簡単な問題ではないということはわかります。

飯塚委員 重々わかっているのです。

議長 単なる魚の資源問題だけではないですからね。

伊原委員 まだ山形県はこれでも良い方だと思います。

飯塚委員 良い方でしょうね。お互いにね。

議長 関係が良好なだけましなのではないでしょか。

池田会長代理 県境付近の漁師の人々がお互いに話し合いをしながらやっているので。

飯塚委員 片方に魚が寄るとまずいのですよ、新潟県との境があるのですから。ハタハタは馬の背で獲れても来るなど、ここまでいいとか等と段々色々と行けなくなつて、今はそういう話ばかり出してくれる。だから穏やかな時にある程度の取り決めをしてと思います。確かに、難しいのはわかるし、問題を起こしたくないのもわかるのです。乱暴な人が出てきた時にそれを抑えるための一つの線というか、点をはっきりしておかないといけないという気がします。中国みたいな人が出てこないとも限りません。

議長 魚だけではなく海底資源という問題もある訳ですから。そういう意味では、さつき言ったように、あくまでも漁業のエリアを決めると言うことですね。県境はそのままにして、あくまでも漁業のエリアだけを決めるというのが現実的なのでしょうね。

飯塚委員 県境が決まっていても、今みたいに入会できっちりできているのですからね。そうなるとなぜ、基本的な線を決められないのかという気がすごくするのです。いいです、わかりました。

議長 これはあくまでも3海区の報告事項からの発展問題なので、この程度にしたいと思います。山形海区としては、山形県と新潟県の入会協定について、有効期間を現在の1年間を、2年若しくは3年に延長する方向で特に異論はなかったということで報告しておきますので御了解願います。

一同 はい。

議長 以上で報告事項4については終了いたします。

(5) 人工魚礁に係る委員会指示に関する今後の検討について

議長 では、次に報告事項の5「人工魚礁に係る委員会指示に関する今後の検討について」これも事務局の方で資料をまとめております、新たな報告もありますので、その内容について御説明をお願いいたします。

事務局 はい、では報告5の資料を御覧下さい。前回の第422回海区委員会におきまして、人工魚礁に係る委員会指示に関する協議経過等についての御報告をさせていただきました。

委員会指示発出当時の昭和46年は、一般の方が徐々に船釣りをレジャーとして楽しむ時代になってきて、漁業と遊漁の漁場利用について、調整を図る必要が出てきたこと、そこで、遊漁制限に係る協議の結果、発出された委員会指示であることなどを御説明させていただきました。当時の時代背景としては、漁船以外の船で遊漁をする船はまだ少なく、遊漁船業は漁船が兼業として営むことが多かったです。また、当時はGPSや携帯電話等の電子機器はなく、漁業者は漁場を熟知していることからも、遊漁については漁船を利用する方が高い安全性に繋がると考えられていた時代もありました。

そのような状況の中、水産資源の維持と漁場の使用に関する紛争を防止し、併せて遊漁者の安全を図るため、沖合海域の魚礁における遊漁を制限するという理由で委員会指示の発動が決議されました。

ただ、発動当時は天然礁や人工魚礁につきまして、具体的な区域を指定しておらず、天然礁については委員会指示発出から21年後の平成4年に禁止区域を決定し、広く周知をしました。

その後、しばらくの間は動きはありませんでしたが、平成25年の委員会において、天然礁である大瀬、明石礁については範囲を明確にして周知をしており、取締りもできるが、人工魚礁については位置を公表していないため、実質的には取締りは行えない状態だと御説明しました。その後見直しについて議論がなされ、禁止区域に係る具体的な素案を作つて見直しに向かってみよう、というところまで委員会で話になりましたが、そこから話が止まっている状況となっています。それについて、前回の会議で御報告し、いただいた御意見等が報告5の1ページ目、2ページ目に記載しております。

前回の委員会を省みますと、水産庁の考え方としましては、遊漁と漁業の実態を踏まえて、それぞれの規制のバランスを考慮して、遊漁に対して過度な規制とをならないように留意する必要があるとされていることや、人工魚礁の位置について、以前まとめました資料を御提示いたしましたが、増殖礁のすぐそばに人工魚礁があるということがあります、エリア単位で禁止を指定しないと難しい、との御意見や、利用実態がどうなっているのかを把握しないと決められないだろう、という御意見、この20年間で船の大型化、高速化、機器の充実という面で大きな変化があった、などといったお話をありました。また、実際に区画を明示してまで取締りをして欲しいという需要がどの程度あるのか、との問い合わせもあり、それに対し、極少数とのお話をありました。

3ページ目には、御参考まで遊漁船隻数の推移について記載しております。船に乗せて釣りをさせてお金をとる遊漁船については、平成元年に「遊漁船業の適正化に関する法律」という法律が施行され、遊漁船業をする人は都道府県に届出をするという制度が始まりました。平成元年末に189隻であった遊漁船は、次第に増加し、平成14年には316隻に増加しております。平成15年には法改正があり、それまでの届出制から登録制に制度の変更がございました。登録制への変更にあたり、損害賠償保険加入や業務規程の作成などいろいろな条件がありますが、それを満たす必要があったために、届出制から登録制になるにあたりハードルが上がりました。登録数としては届出制のときより減少しまして、平成19年末では138隻、内訳は漁船として96隻、漁船以外の一般で42隻という登録数になっております。そして、平成19年から令和4年の15年間に、漁船の遊漁兼業船は全体としては減少してまいりまして、令和4年度末で62隻ということで3分の2程度に減少しております。一般的の船では逆に令和4年度末で71隻となり1.7倍ほどに増加しております。

4ページ目は、魚礁の位置図になっておりますが、こちらも御参考まで御用意しましたので御覧ください。図の下の方に、図の中の線や印が何を指し示すかをお示ししておりますが、基本的にグレーの丸や四角などでお示ししたものが人工魚礁の関係になります。図の中で、人工魚礁関係の中で赤く色を付けた魚礁がありますが、この赤が昭和46年当時に入っていた魚礁になります。昭和46年に比べまして今では5倍近くの人工魚礁が入っているという状況になっております。

5ページ目には、平成25年度に行った人工魚礁の委員会指示の見直しに関する聞き取り結果をお示しております。これは酒田、鶴岡、温海と3地区に分けまして、委員に御出席いただき、当時、明石礁の網禁止の要望や火光利用の見直し等と一緒に聞き取りを

行ったものですが、今回、人工魚礁の部分のみ抜粋して表にまとめております。漁業については酒田地区では、魚の動きに合わせて利用箇所を変えることがあるので、どこの人工魚礁を使うかと聞かれても答えようがないので具体的な案で示してほしいといった御意見がありました。鶴岡地区では漁業として重要度が高い人工魚礁は由良沖、加茂沖の大型の人工魚礁であること、温海地区では延縄や一本釣りについての操業状況をお伺いしました。また、遊漁の規制につきましては、酒田地区では、今までどおりで良いとの御意見がございました。鶴岡地区は禁止区域については、レジャー船は排除してYM漁船の遊漁は認めるべきだとの御意見がございました。温海地区からも禁止枠を設けるにしても従来どおりYM漁船の遊漁船は遊漁の規制から外してもらいたいという御意見がありました。

6ページ目ですが、もし地区毎にどの場所を使用しているのかを細かくお聞きするならば、地区毎に魚礁の入った図を御用意して、実際どの辺を使っているのかを個別に書き込んでもらってはどうかと思いまして、作ってみた図になります。もし聞き取りなどが必要でしたら、平成25年度のように委員の皆様に御出席いただくなどして、地区毎に聞き取り調査を実施するという形もあろうかと思いますが、そういったことが必要であるのかも併せて皆様方の御意見をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございました。これまでの議論の経過や調査結果等を整理したもののが今回示された訳なのですが、古い人工魚礁に関する委員会指示がある訳なのですが、これを見直すのか、見直さないのか、見直すのであれば、どういう方向で見直すのか、見直すにあたって、どういうふうな調査、意見集約をするのかというふうな話で、今までいいという結論になってしまふと、新たにすることは何もないということになります。何らかの変えていこうという方向性に話が進む場合には、ではどうに変えていくのか、そのためにはどういう調査や意見集約が必要なるかという議論になるわけです。

前回の委員会におきまして、飯塚委員から「この委員会指示をあえて変えなくてもよいのではないか」というような意見があつたかと思いますが、わざわざレジャー船に人工魚礁を開放するような変更まではいらないのではないか、そういった御意見だったと思いますが、この点はどうでしょうか。問題は範囲を明確にしないと取締りができないということがあって、取締りをしようとする全ての魚礁を枠で囲う訳にはいかないで、価値のあるところを囲って価値の低いところは囲わないことになる、そうすると今まで開放しなかったところを新たに開放することになりますので、何があつても一長一短なのですよね。その上で、先ずは大きな方向性として、今の委員会指示を維持していくのか、それとも変えるのか、ここからなのですね。皆さんの御意見の大勢が変えないということであれば、特にこれから先はやることはないわけですから、それを踏まえて皆さんお考えいただいて、お一人ずつ御意見を発表していただきたいと思います。

伊原委員 よろしいでしょうか。

議長 はい、伊原委員お願いします。

伊原委員 今のこの話は20年も前から出ている話です。いまだに変わらない現状であるならば、何らかの方法で変えるべきだと思います。そういう意味では、漁船以外の遊漁を禁止する、では、漁船ならば良いのかということではなくて、資源を増やすためにどうするのかということは、漁船以外の船も漁船も共通の課題です。その上でじゃあどうする

のか、見直すのかという話し合いをやるべきだと思います。この場で報告事項の中でとやるのではなく、また時間を持ってやるべきだと思います。その上で先々はどうするのか。排他的に漁船だけがそこで遊漁ができるというのではなく、資源をどうするのかということは共通なわけですから、その辺の議論はもう少しやるべきだと思います。

議長 あとは資源を増やすこともあります、やはり国の施策としては、良質で安価な水産資源を国民の食卓に安定して供給するという大命題がある訳です。それがあつて、その方法論としていくつかの話が出てくるわけですから、そこは外さないようにしたいと思います。そうすると、遊漁船で釣るものは、基本的には市場にまわらないわけです。漁船登録した遊漁船だろうが非登録の遊漁船であろうが、遊漁船がとったものは広く国民の食卓には上がらないわけです。そういうことを考えると、今の伊原委員のおっしゃったことは意味を持ってくるのかなと思いますが、そのうえで、国の大命題、そしてそのための資源保護ということを考える上でメリハリのある規制をするのか、しなくていいのか、というところにいくでしょうね。それについて皆様はどのようなお考えをお持ちでしょうか。伊原委員は基本的には何らかの改革は必要だというお考えですね。では一人一人お聞きしていきましょうか。佐藤一道委員はいかがでしょうか。

佐藤一道委員 はい、私も現在の委員会指示の内容と資料4ページ目の資料で当初の5倍近く人工魚礁が沈んでいるかもしないとの説明がありました、それでも委員会指示後に増えて行った魚礁も必ずあるわけで、また、そもそも人工魚礁と増殖礁では、増殖礁の上で釣りをしてはならないということでは無かったとの説明が過去の委員会であったと記憶しております。前回の委員会と発言が一緒ですが、人工魚礁と増殖礁が隣りあっているところがあるとすれば、もう規制のしようが無いという状態になっていると思います。その上で、私は伊原委員と一緒にますが、十分に議論する、今日は方向性だけを形にして、じっくりと協議したいと思います。基本的には委員会指示等は変わらなければならぬと考えています。

議長 では、次に佐藤栄一委員はいかがでしょうか。

佐藤栄一委員 現状は人工魚礁の上でレジャー船がやっているということもあるし、隻数の割合から見ても漁船の遊漁は漁船が減っているがレジャーの遊漁が増えている。漁船がそこで商売をしていて遊漁船とトラブルがあるとかないとか、以前の聞き取りからだいぶ時間も経ったので、また聞き取りをして整理して、もしトラブルがないとすれば、私は別にこのままでも良いかなと思います。

議長 今の佐藤栄一委員の御意見は、基本的にはこのままで良いかもしれないが、聴き取りをして、不満や問題があるようならば改正も検討することになるでしょうか。

佐藤栄一委員 はい。

議長 では、本間和憲委員はいかがでしょうか。

本間和憲委員 はい、実際こうした方が良いというような考えすらまとまっていない状況なのですが、私はこの海区委員になってから、色々な話を聞いたりはしていますが、この

件については皆から話を聞いてみないと、どうすれば良いか今のところは考えが思い浮かばないです。

議長 はい、わかりました。今日の段階では回答を保留するということですね。

本間和憲委員 はい。

議長 では、次に本間優子委員はいかがでしょうか。

本間優子委員 はい、私はまだ2回目の出席ですが、まず一つ思ったのが、この人工魚礁も含めまして規制をかけるとなると、いったい費用はどのくらいになるのだろうかということですね。特にないのでしょうか。

議長 取締りのための費用のことですか。

本間優子委員 ここに魚礁が沈んでいると公開する訳ですよね。

議長 禁止のところはそうなります。

本間優子委員 そうです、それについては特に負担はかかるないのでしょうか。

議長 そうかかるないと思いますね。むしろきっちり区画して、そこに月峯が頻繁に監視に行くとなると油代がすごいと思います。1回行くだけでも10万円くらいは軽くかかりますよね。

本間優子委員 それでメリットはどのくらいあるのかなと考えてしまいます。今、広く流通する魚を獲るということを言っていますが、レジャー船の人達が釣った魚はどこに行くのでしょうか。

議長 大体は自分で食べるか友達に分けるか、魚種によっては売っている人もいます。

本間優子委員 そうですよね。

議長 そうは言っても、レジャー船でとて売っているのは、スズキとメバルくらいではないかと思います。以前はマグロをいっぱい釣って良かったので、マグロを売っている人がいましたが、今はマグロは1人1匹となったので、1匹ですと自分で食べて仲間に分けて終わりです、売る分まではない。市場に出てくるのはメバルかスズキなのではないでしょうか。後は皆さん知り合いに分けているだとか、個別的に良い魚をお寿司屋さん等に持ち込んだり直接卸している人もいます。

本間優子委員 メリットというものが私には分からないのですが。

議長 釣った魚が一般国民の食卓に上る割合は遙かに低いと思いますよ。

本間優子委員 それを規制して流通に乗る魚がどのくらい増えるのでしょうか。

議長 それによって遊漁船を排除して漁業専管区域にすれば、漁業は延縄とか刺し網とか、一度に大量に獲る方法を使いますから、そこはある程度の量が増えることは期待はできると思います。

本間優子委員 ある程度は増えるでしょうが、期待するほど増えるのでしょうか。

議長 飛躍的に増えるかというと、人工魚礁には物理的に底びきとごち網は入れませんからね。

本間優子委員 だとすると、やはり漁業の方が規制して欲しいという声が大きければ、そういうことをしなければならないのかなという気はいたしますが、今のお話を聞くと、そうでもないような意外な意見もございましたので、その点がやはり重要なと思いました。

議長 もう少し漁業者の意見を集約した上で考えたいということですね。

本間優子委員 はい。

議長 飯塚委員はいかがでしょうか。

飯塚委員 はっきり言って考えがまとまっていないのですよね。ただ、プレジャーボートと遊漁船、漁業者がお客様を乗せて釣る船、漁業者を守ることについても、行政では漁師が少なくなってきたという中で、漁業を生活としてやる人達をのこさないといけないということもある訳です。その漁業者に対して、資源を守るために排除することまでいかないのではないかという気がします。プレジャーボートは、本当は遊びの船達が本当の遊びでやっているのですから、専門に生活をしなければならない漁師の人達も同じ場所で操業する上で迷惑や操業に支障をきたしている状況があるならば規制をかけなければならないと思うが、資源を増やすために本当に効果があるかどうかと言えば、費用対効果と言われれば、当然お金をかけることはできないことだと思いますが、ほんの僅かであろうとも資源を増やすためには有効である、ということでやっているのだろうと思うし。その辺のところは「増える、育てる、育つ」そういう場所であるならば、それは調査の上でそこを保護するということで区域を決めて規制をかけることも必要だとは思います。ただ、現状ではそこまでまだいっていないと思いますので、最上丸で資源調査等をやってみたりとかする中で、有効性のある場所なのかない場所なのか、現状を把握した上で、増やすためにはこの場所を遺そうというのであれば、やはり規制をかけていく必要があると思います。とは思いますが、方向性は良くはまとまつてないです。

議長 はい、ありがとうございました。大体わかりました。では、鈴木委員お願いします。

鈴木委員 はい、まずは規制がある中で規制ができないという、この矛盾を改善するために規制は守られる規制にするために見直すべきだと思います。そうでないならば規制は撤廃し何もない無法地帯にした方が良いと思います。その理由は、魚礁はこれだけ守らなければならぬといわれる今、実際にトラブルがあるのか、魚礁を保護する声が大きい

のか、という意見がありましたが、まず、実際、漁業者が減り、魚礁付近を使う漁業者が減っている。他にもプレシャーボートもそこを利用する船が相当減っているがゆえに、競合しない分だけトラブルは減っています。そうであるならば規制する必要は無いのではないか、ということを言われば、それは一理あるのかもしれません。しかし実際には少数ですが、それを望んでいる地域、本当に少数ですが特に酒田地区には声の大きい人もいます。この少数意見を殺すかどうかは別の問題ですが、そこら辺も考慮して、先程も述べましたが規制があるのですから、これがないなら問題ですが、あるのですから、あっても規制できない、コントロールできない決まり事であるから、これは守られるため、守るための規制にするべき。ですから、これを守るためにどうするか、一つの案ですが、各エリアごと、海共ごとに聞き取り調査をし、必要が無ければそのエリアは今までどおりで良いのか、わかりませんが、もし規制が必要だという意見があるのならば、当然規制をするためにどうするのか、委員会として、そして今後の事も考えて議論をして欲しいと思います。

もう一点ですが、レジャーが悪い訳ではないし、皆が海を有効に使えば良いと思うのです。ただ、ある一部の人ですけれど、無秩序の人がいるので、その人達に違うと言うためには何らかの規制はあった方が良いと思うし、その人達を排除ではなく、お互いに仲良く海を使って貰うための規制を作つて欲しい。漁業者専用エリアがあることによつて、次の代の若い人達が色々な漁具漁法の相談を受けても、自分達が使える漁場があれば色々なことが提案できるのです。今は案外、釣り漁業や延縄の人が問題になるのですが、相談されても色々漁場を提案するにしても、漁業調整上のごち網と底びきの関係とか、エリア調整のことも考慮しながら、魚を釣る以前に漁業調整ということを考慮して提案しなければならない、そういう問題も現時点ではあります。それを考えた場合に漁業者が専用で使える漁場があつても良いのかなとは思います。話が長くなりますが、魚礁エリアは、魚がいると今までのパターンだとほとんど後から遊漁者が来るのです。漁業者が縄がありますよと言って、すぐによけてくれる人と、いやいや俺も商売だから抜けられないと言い、結局は縄を釣り上げてハサミで切つて、自分たちの道具を捨てて「はい、さようなら」とその場を立ち去るという事例は俺も経験あるけど、以前はそういう報告が何例もあった。そういうことを防ぐためにも、漁業者が使えるエリアがあつても良いのではないか、それを各海共の人達が話し合いをして、4エリアにするのか3エリアにするのか0にするか、それはその海共の人達で決めていけば良いのです。それを決めて使えるところ、使えないところを使い分けをしたらどうかと思います。

議長 はい、わかりました。では私の個人的な意見もここで紹介させていただきます。私の考えは人工魚礁の中で漁業者の需要の高い所、県内で大体10か所ぐらいを上限として、そこは漁業専用区域とする。そのためにそこでは遊漁船はYMだろうが非YMだろうが、遊漁は一切禁止、あくまでも漁業専用区域にするというのが考えです。もちろん、エリアもはっきりと座標とロラン番号で特定して、取締りが容易なようにしておきます。それ以外の魚礁については全くのフリーというふうに考えています。そして、その際に気を付けなくていいいけないのは、当たり前のことですが、再度レジャー船の人達に、魚礁に限定しないのですが、あくまでも漁撈優先というルールがある訳ですから漁業専用区域ではない魚礁についても漁撈をする漁船がいる場合には、道を開ける、場所を守る、というマナーをしっかりと徹底することを私は考えております。ということで各自意見が出ましたが、それについて今日の共通の点は、実際に現場の漁業者の方は人工魚礁の漁場としての重要性をどう考えるのか、そこは遊佐、酒田、鶴岡、温海の各地区で違うと思いますので、区域ごとの実情を一度調査してもらって、それを集約した上

で、その方向性をもう一回議論するという方法しかないと思います。それにつきましては色々な調査方法があるとは思いますが、海区委員会が現場に行って同席した上で話を聞くということが必要であれば、そのような日程を組んでいくしかないのではないかと考えておりますので、この報告事項5についてはそのような方向性でよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、そのように進めさせていただきたいと思います。報告事項は以上になります。

(6) その他

議長 その他、委員の皆様から何か報告事項お持ちの方はどうぞ、時間がございませんので、事務局も委員の方も御一緒にございませんでしょうか。

鈴木委員 すいません、一つだけよろしいでしょうか。私からの提案ですが、先程、漁港のことで県の方に整理ができないかという話をしましたが、私は個人の意見として聞いたものですから、もし可能であればですが、堅苦沢地区に直接行ってエリアを、航路をどうしてもらいたいか、ということを聞いてから県の動きしていってはどうでしょうか。

議長 それは県の方でもよろしいでしょうか。

加賀山課長 はい。

議長 はい、わかりました。他には報告事項はございませんでしょうか。

一同 ありません。

議長 では、以上で報告事項を終わります。

議事

第1号議案 あわび・なまこ漁業（磯見）の公示について（諮問）

議長 次第に従いまして、議事の方を進めさせていただきたいと思います。まずは第1号議案「あわび・なまこ漁業（磯見）の公示について」です。諮問案件ですので、これにつきまして庄内総合支庁水産振興課の方から説明をお願いします。

加賀山課長 はい、資料1を御覧ください。（諮問文を読み上げる）

詳しくは伊藤より御説明しますので、御審議よろしくお願ひいたします。

伊藤主査 はい、それでは御説明申し上げます。資料1の次ページを御覧ください。こちらの諮問は、あわび・なまこ漁業（磯見）の新規許可に係る公示となります。あわび・なまこ漁業（磯見）につきましては令和5年11月30日に許可期間が満了することから、10月中に新規許可の許可内容の公示を行う予定しております。山形県においてはほとんどの知事許可漁業は、漁業の安定性を考慮しまして、許可の満了に合わせて申請をすれば継続して許可を受け続ける事ができる漁業、いわゆる継続漁業に位置付けられています。一方、今回諮問させていただきます、あわび・なまこ漁業（磯見）につきまし

ては、この資料の後ろに図も添付しておりますが、操業区域が鶴岡市鼠ヶ関にある鼠ヶ関マリーナにおける漁業権が消滅した区域部分のみとなっております。そのため、あわび・なまこ漁業（磯見）の許可につきましては、許可を行うにあたり、毎年、鼠ヶ関マリーナを管理する港湾管理者である山形県港湾事務所と許可内容や操業区域についての調整が必要となっております。こういったことから1年の許可として、許可満了後に次回許可に係る申請につきましては、申請者全員が継続ではなく新規申請者として許可申請を行うこととしております。資料1の制限措置を御覧ください。こちらの制限措置につきましては昨年度から変更はございません。隻数につきましても事前に県漁協へ希望隻数を照会しておりますが、昨年度と同じ方で8隻となっております。また、諮問外ですが、有効期間は1年で条件に付きましても変更はありません。なお公示につきましては10月10日から11月10日まで行う予定にしております。御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ただ今説明がありました、あわび・なまこ漁業（磯見）の内容ですが、これについて御意見等があればお願いします。

飯塚委員 はい。

議長 はい、飯塚委員どうぞ。

飯塚委員 この許可隻数についてですが、例えば新たにやりたいという方が出た場合には増やしていただけるものなのでしょうか。

議長 限定です。

伊藤主査 8隻限定となっております。

飯塚委員 8隻限定ですか。では、新たな船は希望者がいてもやらせないということなのでですか。

伊藤主査 こちらの資料（3）許可の基準がございまして、優先順位をつけることとしております。まずは申請時点での優先順位として、山形県知事から、あわび・なまこ漁業（磯見）の許可を受けている者を優先することとしております。同順位にあるものについてはくじにより優先順位を決めるものとして基準を定めるものとしております。

議長 例えば8艘のうち、許可のあるものが6艘がエントリーして、許可のないものが5艘エントリーした場合は、許可のない5艘の中からくじ引きで2艘を決めるということですね。

飯塚委員 8隻と言う数字はどこから出した数字でしょうか。海面の広さとか、あるいは資源の関係で出したのでしょうか。

加賀山課長 そちらにつきましては、地元の方にお聞きしまして、今回の許可はどのくらいが必要でしょうかとお伺いした上で決めました。地元の方では8隻ということでお考えでした。

飯塚委員 今8隻と決まっているのは良いのですが、新たにまた出てきた場合に次回に変更は可能なのでしょうか。

加賀山課長 それはあります。聴き取りした際に今回は9隻お願いします、となれば9隻になります。

飯塚委員 一番最初の付則の所で、8隻以上はくじ引きで決めるという話がありました。

加賀山課長 そういった基準は決めなければなりませんので決めておりますが、現実的には地元の方と調整をした上でこの数字できます。

議長 あくまでも今回の数字。

加賀山課長 はい。

飯塚委員 今回ですね、わかりました。

議長 大したことでは無いのですが、実際に磯見に使う船は3トンや4トンはないですよね、5トン未満だとはなっていますが。

飯塚委員 1トン以下ですね、零点何トンとかですね。

議長 そうですよね。なぜいつもわざわざ大きな5トン未満という数字を載せるのか不思議に思っていたのですが。大きい船なら物理的に磯見できないですよね。

飯塚委員 ならないですね。

齋藤機関長 同じ船でも、昔測度した船では1トンを超えているような磯見船がありますので、1トン未満にしてしまうと、そのような船が入ってこれなくなるので。

議長 わかるのですが、3トン、4トンとする意味がないのでは。

齋藤機関長 5トン以下としておくというのは一つの目安と申しますか。

飯塚委員 次回は現状に合わせて、このトン数は現実的に減らすべきだね。

議長 現実離れしていますからね。

齋藤機関長 これが2トンなのか3トンなのか未満ということにはなるのでしょうか、1トン未満ということはあり得ないです。

議長 少し気になりましたので。では、これについて皆さん御異議ございませんね。

一同 はい。

議長 ではこの内容で結構だということでこちらの意見としたいと思います。

第2号議案 はたはたの採捕規制に係る委員会指示の発動について

議長 次に、第2号議案「はたはたの採捕規制に係る委員会指示の発動について」これにつきまして事務局の方から説明をお願いします。

事務局 では、資料2を御覧ください。「ハタハタの採捕規制に係る委員会指示について」でございます。ハタハタが沿岸海域に来遊する時期である12月1日から1月末までの間、水深30メートル以浅の沿岸海域では、海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による、採捕又は竿釣り若しくは手釣りによる採捕以外の方法によってハタハタを採捕してはならないとするものです。それと共にハタハタを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止するというものでございます。

こちらの委員会指示につきましては、平成14年頃に沿岸でまとまったハタハタの採捕が見られまして、大型のタモ網で軽トラック1台分を獲るような一般の方や、空釣りで大量の釣りをする方も出てきたことから、ハタハタ資源への影響が懸念され節度ある遊漁のあり方が必要となったため、平成15年から規制に係る委員会指示を発出してきましたものとなります。内容については必要に応じて少しずつ変えながら、現在まで毎年発出している委員会指示となっております。

資料の2ページ目は、2月の委員会時に御報告させていただいた資料を参考として載せておりますので御覧ください。資料3の「遊漁の状況」にも記載がございますとおり、令和4年度のハタハタ遊漁については、ハタハタが釣れている状況が確認できずにシーズンを終了しております。

4には漁業や資源の状況を載せておりますが、12月の漁業による漁獲量は4.3トン、これは平年比の7パーセントで非常に低い数字となっております。日本海北部系群のハタハタ資源は、令和4年度の資源評価によりますと、資源水準としては低位、動向は横ばいとなっております。

なお、お隣、秋田の動向でございますが、3海区協議会の資料にもありましたが、漁獲量についてはかなり減ってきている状況、遊漁については秋田の北側は沿岸の来遊もそれなりにあったマスコミ報道がございましたが、南側ではほとんどなく、にかほ市金浦飛分港の方に短期間の来遊が少しあったという報道があったようです。

資源の水準自体は低位で、分布がどうなるのかというところが非常に気になるところでございますが、こちらの委員会指示に関しましては、もし発出しない場合には、何の規制もない状態となりますので、節度ある遊漁のためにも、今年度も、これまで同様に委員会指示を発動してはいかがかとお諮りする案件でございます。

御参考までに、12月29日の吹浦刺し網ではハタハタ4キログラムが揚がっております。刺し網ですので比較的沿岸で少しですが漁獲はあったものと思います。こちらの委員会指示につきまして、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 はい、気持ち的には今回の委員会指示には、万が一に接岸があった場合は一人一日十匹までと加えたい気持ちですが、例年どおりの委員会指示を出すことについて皆様方は御異議ございませんでしょうか、よろしいですか。

一同 はい。

議長 あとは接岸を祈るばかりですが、見通しは非常に厳しいようですね。ハタハタは乱獲

という訳ではないようで、どうも人間の力の及ぶ話ではないような気がします。

第3号議案 火光利用による一本釣漁業の委員会指示の発動について

議長 さて、最後に第3号議案「火光利用による一本釣漁業の委員会指示の発動について」これにつきましても事務局の方から説明をお願いします。

事務局 はい、資料の3を御覧ください。「火光利用による一本釣り漁業の制限にかかる委員会指示の発動について」お諮りするものでございます。

こちらの委員会指示は、元々前身が昭和48年発動の委員会指示でございまして、当時5トン未満の着火船の新しい漁業として、火光利用による、ブリ一本釣漁業というものを京都の方から導入して好成績であったために操業船が続出しました。この漁業に対しては、業界でも何らかの規制が必要だということで、こちらの委員会指示の要請がございまして、当時はぶり・たい一本釣り漁業について、10キロワットの火光規制を設けるものとして、委員会指示を発動したものです。その後、しばらく無期限の指示となっていましたが、時の経過と共に内容の一部に現状にそぐわない所も出てきたため、平成26年度より見直しを検討いたしまして、平成27年度の委員会で現在の内容に改めることに決定し、以後一年ごとの発動となっております。内容につきましては、従前のとおりとしておりますが、1として操業の禁止ということで、(1)として総トン数5トン以上の船舶を使用する漁業、これは先ほど申し上げましたように、火光利用の一本釣り漁業を5トン未満船のための新しい漁業として導入した経緯がございましたので、トン数制限を設けております。

(2)の明石礁及び大瀬の区域における4月10日から7月10日までの操業。こちらは明石礁及び大瀬での他の漁業に影響するために、その時期の火光利用を制限することになったものでございます。

また、2といたしまして、光力の制限でございますが、集魚灯の消費電力の合計として10キロワットを最高限度としております。次のページに委員会指示の概略をお示ししておりますので御参考までに御覧ください。

元々ルールのなかつた一本釣漁業の火光利用について、スルメイカの採捕を目的とするものを除いて、一定の制限を設けて漁業秩序を守るということが本委員会指示の趣旨となっております。現行の指示は本年12月末で有効期限が満了するため、次の委員会指示を発出する必要がありまして、今回お諮りするものでございます。

なお、令和3年度に山形県小型イカ釣漁業協議会より、ケンサキイカ操業に関する許可制度や委員会指示に対する御意見、御要望がございまして、試験研究から取組むこととして、令和5年度から県の温暖化関係予算より水産研究所においてケンサキイカにかかる試験研究に取り組んでいるところでございます。

本県における最近のケンサキイカ漁獲量は、令和元年度には約1.5トン、令和2年度には5トン、令和3年度9.4トンと増加しておりましたが、令和4年度に1トンほどとなり、令和5年度では、これまでに2トンほどの漁獲となっております。

御説明は以上でございます。委員会指示の発動につきまして御審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、この有効期間を1年間にしたのは、多分、LEDの条項を入れた時からだと思いますが、あの時はLEDがまだ流動的でしたので、毎年様子を見ながら委員会指示を見ていくこうということでしたが、どうでしょうか、LEDの利用状況ですが、漁業者間ではもう定着していますか。使っている人は使っているが、使っていない人は全く使っ

ていないという状況でしょうか。この辺の事情は伊原委員や本間和憲委員はおわかりになりませんか。

伊原委員 ここ何年も夜の集魚灯の漁をやったことがないので分からぬですが、海岸から見ている限りでは、LEDよりもメタルハライド灯の方が多いみたいですね。

議長 本間和憲委員はその辺の実情御存知でしょうか。

本間和憲委員 電気釣りの方は全然やらないので、わかりません。

議長 そうですか、鈴木委員はいかがですか。

鈴木委員 すいません、認識不足で。

議長 LEDは、一時期、省エネでもあるしメタルハライド灯に取って代わるのではないかと考えた時期もあったではないですか。しかし実際には、使う人は使うけど、使わない人は使わない、ということで定着したのでしょうか。メタハラからLEDに切り替えている方は大分いらっしゃるのでしょうか。

伊原委員 1人だけはいる。

議長 あまりたくさんは見受けられないのでよ。

伊原委員 あまり見ないです

議長 なぜあまり普及しなかったのでしょうか。

伊原委員 あまり効果がないのではないのでしょうか。

議長 明るいけど魚は来ないという話ですか。私が言いたいのは、もうある程度、導入する人が導入したのであれば、この委員会指示も期間を延ばしても良いのかなと。これはあくまでもLEDが流動的だということで1年単位とした訳でしょう。

伊原委員 例えば、LEDをつけるとして、24ボルトの発電機を大きくしなければならないとか、設備投資が必要であれば現状のまま行ったとしても同じですから。

議長 ただ使う油の量、燃料代は違うのではないのでしょうか。

伊原委員 イカ釣りみたいに回転数を上げてやる訳ではないので、私はそんなに変わらないと思います。

議長 初期投資が結構必要なので、そう簡単には普及しないということですね。

飯塚委員 遊漁船とかレジャーボートでも、大きい船はそこまで大きい発電機を積んでいるからないですが、遊漁船は可能性がある訳でしょう。

議長 遊漁船はあんまり LEDの集魚灯をつけていないですよ。みんなメタハラですよ。

飯塚委員 LEDにしろ電気釣りというやつですが、南の方だと山北の方の船が大瀬の近くや大瀬まで来てやっているのですが、県外の場合だと 10 キロワットなんて本当に螢の光なのですけれども。漁師がそれで良いということは、レジャー船等もそれで抑えなければならない訳でしょう、これも適用するのでしょうか。

議長 これは漁船だけです。

飯塚委員 漁船だけですか。

議長 ただ火光釣りに関する協定がありますから、近い所はレジャー船も遵守する必要がありますね、協定がありますから。

飯塚委員 レジャー船も全部適用でしょう。

議長 これは適用されません。漁業ですから漁船だけです。ただし比較的浅い場所での電気釣りは、レジャー船も 10 キロワットまでと委員会指示ではなく、関係者団体との協定で制限があります。それも長年色々と議論があったものが、今から 10 年程前にやっと協定という形でまとまりました。

伊原委員 これで、今までどおりで良いのではないですか。

議長 年数伸ばさなくても毎年やってもいいですけれども。確か年数を 1 年に決めた時の話は、LEDの導入によって暫く様子を見るという意味で 1 年にした、という経緯があつたので、もう LED の導入が落ち着いたのであれば、毎年委員会指示を発動しなくても良いのではないかと思ったのですが、皆様はその辺りをどの様にお考えなのか。

本間優子委員 その前は何年だったのですか。

議長 期限が無かったのです。

伊原委員 もう段々と流行らなくなってきたのです。

議長 デッキライトには使っているけれど、実情は皆さん集魚灯には使わないですね。もっと普及すると思いましたけれども意外に広まりませんでしたね。余談になりますが、サンマを獲る大型漁船がありますが、あれなどは LED を使っているのでしょうか。サンマ船は LED が主流になっていると聞いたような気がするのですが。

伊原委員 わかりませんね。

議長 私は今回は 1 年でよいと思いますけれども、LED の導入という事情からしばらく動向をみるという話がありましたので。もう状況が変わっているのであれば、1 年ごとに

にしなくてもよいかと思いましたので、今年はよいのですが、次年度以降は検討課題かなと思いました。ちなみにそれ以外の種類の集魚灯は出回っていないのでしょうか、たとえば有機ELとか、私はわからないのですが。

飯塚委員 一本釣り、電気釣りをしている船は山形県にはいないだろう。

伊原委員 いますよ。

飯塚委員 いますか、北の方ではですか。

伊原委員 お金が無くなってきたし、高齢化にもなって來たので夜の商売も段々辛くなって來たのです。

飯塚委員 漁業者だけにこの規制をはめて、レジャー船は対象外というのもね。レジャー船の場合は結構お金持ちがそういう大きい船、遊びの船を持ってやっている人が多いよう思います。

議長 今お話ししたとおり、比較的に浅い区域においては10キロワットという規制は協定という形でありますよね。ただしレジャー船等は、特に遊漁船等はお客様が乗っているので、10トンや15トンはある訳です。5トン未満ではないわけですよね。そういう大きさという問題がありますけれどもね。この規制はあくまでも漁業なので、レジャー船に関しては協定で似たような規制はかかりています。では、この委員会指示につきまして、今回もこの内容で発動することではよろしいですね。

一同 はい。

議長 では、3号議案はこの案で発動することといたします。

その他

議長 全体のその他ということで、皆様から何かございましたらお願ひいたします。漁業調整委員会の日本海ブロック会議がコロナの間はWEBでやっていたのですが、去年、私は参加できませんでしたが、会議は開催しておりました。今年から完全に日本海ブロックの会議を対面で行い、会議後の懇親会も復活いたします。今年は下関が会場になっておりまして、12日と13日の2日間ですが、初日は会議、懇親会で、2日目が視察となっております。私と事務局の2人で行ってきます。私は山口県に行くのは初めてですので初の山口県になります。色々と見て来たいと思っていますので、見て來た結果を次回御紹介できると思います。

では、皆様から、その他は特にございませんでしょうか。

一同 ありません。

議長 ないようですね。

事務局 では、次回の日程でございますが、12月5日火曜日午後1時半からとしたいと考えています。正式な御案内は後程となります。御予定の確認をお願いいたします。

議長 はい、わかりました。では、本日の委員会はこれにて終了させていただきたいと思います。長時間大変お疲れ様でした。

上記とおり第423回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和5年10月3日
山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄一

委員 本間 和憲

委員 佐藤 栄一
